

一般競争入札における同族企業の同一入札への参加制限

平成27年10月1日

日高市では、同族企業にある会社同士が同一の案件に参加することは、公正・公平な入札が阻害される恐れがあることから、適正な入札の執行を確保するため、一般競争入札において同族企業が同一入札に参加することを禁止します。

1. 同族企業

「同族企業」とは次の（１）から（３）のいずれかに該当する会社とする。

（１）資本関係

資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合。ただし会社法第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア） 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

会社法 第2条（抜粋）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

（２）人的関係

人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれに該当する場合。ただし、（ア）は会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

役員とは次の者とする。

- 1 会社の代表権を有する取締役
 - 2 取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）
 - 3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
 - 4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者
- ただし、監査役、執行役員は役員としない。

(3) その他

上記(1)及び(2)以外で上記(1)又は(2)と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合。

2. 共同企業体

共同企業体（以下「JV」という。）の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が同族企業同士の場合は同族関係の構成員を含む共同企業体を同族企業として扱う。

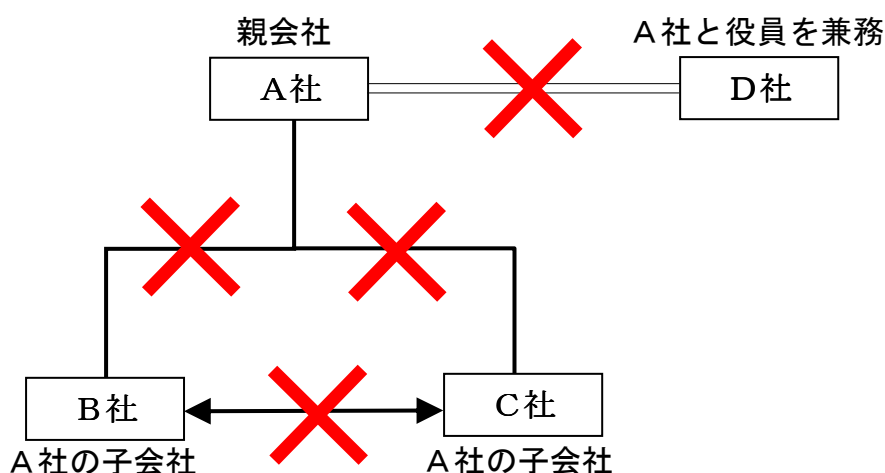
3. 入札を無効とする例

同族企業が同一入札への参加した場合、入札参加時における注意事項に反したものとして同族企業（両会社）の入札を無効とする。

ただし、同族企業に該当する者のうち一者を除く全てが開札前に入札を辞退したときは、残る一者の入札は無効とならないものとする。

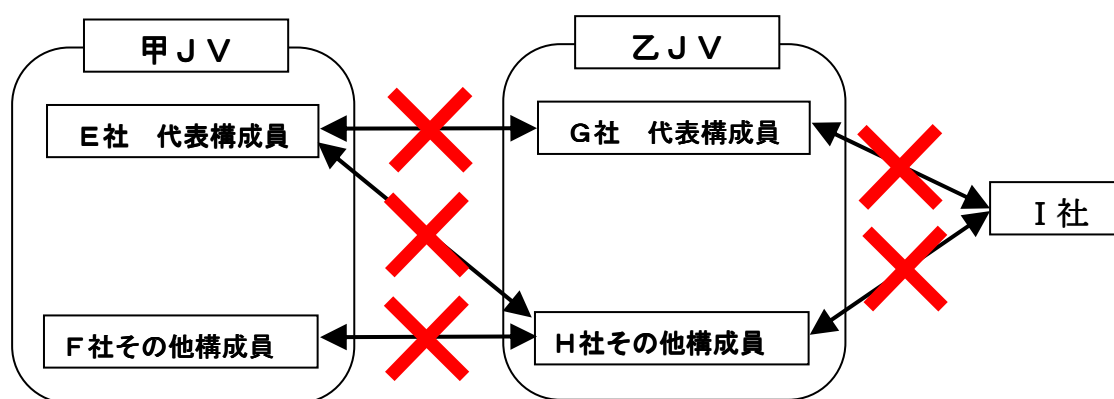
(1) 単体企業の場合

- (ア) A社とB社（又はC社）は同族企業同士のため、A社とB社（又はC社）が同一入札に参加した場合、A社とB社（又はC社）が行った入札は無効とする。
- (イ) B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社とC社が行った入札は無効とする。
- (ウ) A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社とD社が行った入札は無効とする。



(2) 共同企業体の場合

- (ア) E社とG社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。
- (イ) E社とH社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。
- (ウ) F社とH社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。
- (エ) I社とG社（又はH社）が同族企業同士であり乙JVとI社が同一入札に参加した場合、乙JV及びI社が行った入札は無効とする。



4. 告示への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、同族企業は入札に参加できないことを告示に明記するものとする。

5. 同族企業の確認

同族入札の同一入札への確認は次により取り扱うものとする。

- (1) 一般競争入札（標準型）の場合は入札参加資格確認申請書の添付書類として、「同族企業に関する誓約書」を当該申請者から提出を求めることとする。
- (2) 一般競争入札（事後審査型）の場合は、落札候補者が提出する事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書の添付書類として「同族企業に関する誓約書」の提出を求めることとする。